

大阪狭山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成31年(2019年)4月24日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

小原一浩

1 通知を行つた者

大阪狭山市長 古川照人

2 通知を受けた日

平成31年(2019年)3月27日

3 監査結果に関する報告及び監査の対象等

平成30年(2019年)3月4日付け大狭監第2006号 出資団体監査結果の結果に関する報告

出資団体 メルシーfor SAYAMA株式会社

所管部局 グリーン水素シティ事業対策室

4 指摘事項等に対する措置状況

別紙(写)のとおり



写

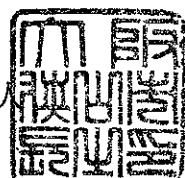
三

大狭法第12号
平成31年(2019年)3月27日

大阪狭山市監査委員

北井末廣様
小原一浩様

大阪狭山市長 古川照人



出資団体監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

平成31年3月4日付け大狭監第2006号による出資団体監査の結果に基づき、
別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知し
ます。

出資団体監査の結果に基づく改善措置について

指摘事項等

(1)

ア 雇用契約について

平成 30 年 11 月 26 日の監査で指摘され、元々週 5 日勤務と週 3 日勤務（月・水・金）の雇用形態が異なる 2 名が雇用されており、週 5 日勤務の職員に対する雇用形態のものと書類上混同してしまっていたため、ご指摘のとおりとなっておりましたが、同年 11 月 28 日に訂正しました。

現状に即し、雇用契約書の就業時間の欄に週 3 日（月・水・金）勤務と表記しました。

イ 給与の支払いについて

平成 29 年 1 月から同年 3 月分までの給与を未払金として処理し、同年 6 月 2 日に支払いとなっていますが、同年 3 月 31 日に事業実施者経費が初入金され、家賃や弁護士等への支払いや同年 4 月からの 2 名の給与支払いなど、資金繰りの状況を把握していく必要があったため、4 月 28 日と 5 月 31 日の事業実施者経費の入金と資金繰りの状況を見極め、6 月 2 日に支払うこととしました。今後はこのようなことのないよう適正に処理します。

ウ 旅費交通費について

平成 29 年 7 月 28 日に駐車料金の領収書を取得し、領収書つづりに張り付けましたが、会計ソフトへの記帳入力を失念していたため、総勘定元帳には反映されていませんでした。指摘を受けて、平成 30 年 11 月 28 日、当該社員に返金の必要はないか確認しましたが、返金の必要はない旨確認しました。

今後はこのようなことのないよう適切に処理します。

エ 消耗品費について

資金の立替えは当時の市職員が行っており、当該職員の氏名を仮受元と明記すべきところでした。今後、仮受が生じたときには、仮受元を明記します。

オ 領収証について

上記の理由から、今後はこのようなことのないよう適正に処理します。

カ 売上高について

平成28年7月29日付締結の業務委託契約書では毎月支払いとなっていましたが、現担当者が引き継いだ時点では、半年に一度の支払いとして聞いておりました。その後社員が2名体制となり、資金繰りの緩和を図るため、相手方と協議し、3か月ごとの支払いに変更しました。

今後は契約書の規定を踏まえ、相手方と協議します。

(2)

ア 事業運営に必要な初期経費について

ご指摘のとおり、税務署への更正の請求の際に、決算修正を行います。

イ 特例措置経費について

事業実施者経費及び特別措置経費の取扱いについては大阪狭山市と共立電機製作所の間で、ため池等太陽光発電モデル事業を取り巻く契約関係についての交渉の中に含まれており、その結果がまとまり次第報告します。

ウ 協賛金について

今後行う決算修正で預り金として計上し、返金すると回答しましたが、協賛金は売上金ではなく、研究会に対する協賛金ですので、再度科目を検討した結果、預り金ではなく仮受金に変更計上し、過去にメルシーが別途研究会として必要な経費を立て替えていたものを仮受金で精算してもらう形となりますので、その段階で仮受金は無くなり、返金不要となります。

エ 開発費について

ご指摘のとおり、会計士と相談の上、適切に処理しました。

オ 商標権について

ご指摘のとおり、会計士と相談の上、第3期で費用として計上しました。

以上